

認知症施策推進計画の策定について

1 背景・経過

☆令和6年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」)施行

目的:認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進する

国 →「認知症施策推進基本計画の『策定義務』」
都道府県・市区町村→国の基本計画をベースに「認知症施策推進計画」の『策定努力義務』

*都道府県・市区町村が計画策定の場合

- ①当事者・家族などの意見を聴く
- ②介護保険事業計画等との調和を図る

【国】令和6年12月 「認知症施策推進基本計画」を閣議決定

【埼玉県】第9期埼玉県高齢者支援計画の一部(第3節)として位置づけ策定

(計画期間:令和6年度～令和8年度)

【久喜市】高齢者福祉計画・第10期介護保険計画と一体的に策定

(計画期間:令和9年度～令和11年度)

2 市計画策定の目的

市町村認知症施策推進計画は、地域の実情に即した認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人と家族が安心して暮らせる共生社会の実現を目指すために策定

3 計画策定までの流れ

取組事項	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
場の発掘・確保 (認知症地域支援推進員)	○久喜すずのき病院への協力依頼 ○各地域包括支援センターで開催しているオレンジカフェ等における関係づくり		認知症施策推進基本計画
既存の取組、今後の施策の方向性について、意見聴取	○R8.3月～4月 要望や計画策定に向けた意見聴取(アンケート)を実施		
意見聴取結果報告		○R8.7月介護保険運営協議会へアンケート結果を報告	
計画(案)に対する意見交換		○R8.8月～11月 認知症地域支援推進員会議において計画案を検討し、介護保険運営協議会へ報告	